平成２９年（フ）第７６号
福岡県久留米市御井旗崎１丁目１番27―511号
破産者　川畑　充世
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第８６号
北九州市小倉北区砂津３丁目５番32―302号
破産者　米坂　廣之
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第７６号
佐賀県小城市小城町畑田2187番地７、前住所佐賀県杵島郡白石町大字深浦5406番地
破産者　中山　祐二
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０１号
佐賀県鳥栖市鎗田町321番地24
破産者　氏家　　卓
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２０号
佐賀市兵庫北５丁目６番４―902号
破産者　飯田　和栄
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５号
佐賀県唐津市相知町平山上乙1231番地２
破産者　松尾　栄二
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第２０９号
熊本市中央区新屋敷２丁目21番21―304号
ロマネスク新屋敷
破産者　小柳　　博
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３７号
熊本県球磨郡相良村大字川辺692番地
破産者　棚瀬　次人
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２７年（フ）第３４４号
宮崎市吾妻町９番地　コアマンション橘公園リバーステージ1001号、開始決定時の住所宮崎市大塚町地蔵田4651番地　県営住宅４棟416号
破産者　佐藤　裕明
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３９号
宮崎市高岡町浦之名4239番地16
破産者　武井　　隆
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１７９号
鹿児島県鹿児島市三和町21番27号
破産者　池田久仁子
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第６８号
鹿児島県出水市高尾野町下水流1027番地２
破産者　坂上　慶太
1　決定年月日　平成29年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第３４号
神奈川県座間市西栗原２丁目４番37号　ウエスト５．５Ｈ号
破産者　新保　　通
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第９９号
相模原市中央区宮下本町１丁目５番11号
破産者　大下　光一
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１２４号
北九州市門司区恒見町24番８号
破産者　八田　純一
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２１３号
北九州市八幡東区茶屋町11番14―401号
破産者　古殿　光秀
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４４号
鹿児島県鹿児島市常盤１丁目１番47号（常盤マンション４階17号）
破産者　内田　　忍
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４５号
鹿児島県鹿児島市常盤１丁目１番47号（常盤マンション４階17号）
破産者　内田喜代子
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係